

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、第一条中保険業法第二百六十五条の四十二の次に次の一条を加える改正規定並びに第二百七十五条及び第三百十七条の二の改正規定並びに附則第十九条の規定は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第十六条の二及び第十七条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に商法（明治三十二年法律第四十八号）

第二百三十二条第一項の招集の通知が発せられる株主総会の決議に係る資本の減少について適用し、施行日前に同項の招集の通知が発せられた株主総会の決議に係る資本の減少については、なお従前の例による。

第三条 新保険業法第二編第二章第三節の規定は、施行日以後に商法第二百三十二条第一項（新保険業法第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の招集の通知が発せられる株主総会又は社員総会（総代会を設けているときは、総代会）（以下「株主総会等」という。）の決議に係る組織変更（新保

険業法第六十八条第二項又は第八十六条第一項に規定する組織変更をいう。）について適用し、施行日前に商法第二百三十二条第一項（第一条の規定による改正前の保険業法（以下「旧保険業法」という。）第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の招集の通知が発せられた株主総会等の決議に係る組織変更（旧保険業法第六十八条第二項又は第八十六条第一項に規定する組織変更をいう。）については、なお従前の例による。

第四条 新保険業法第一百七十七条の二の規定は、施行日前に締結された保険契約に係る債権についても、適用する。

第五条 新保険業法第三百三十六條の二及び第三百三十七條の規定は、施行日以後に商法第二百三十二条第一項（新保険業法第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の招集の通知が発せられる株主総会等の決議に係る保険契約の移転について適用し、施行日前に商法第二百三十二条第一項（旧保険業法第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の招集の通知が発せられた株主総会等の決議に係る保険契約の移転については、なお従前の例による。

第六条 新保険業法第一百五十六条の二及び第三百五十七條の規定は、施行日以後に新保険業法第四十一条及び

第四十九条において準用する商法第二百三十二条第一項の招集の通知が発せられる社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この条において同じ。）の決議に係る解散について適用し、施行日前に旧保険業法第四十一条及び第四十九条において準用する商法第二百三十二条第一項の招集の通知が発せられた社員総会の決議に係る解散については、なお従前の例による。

第七条 新保険業法第二編第八章第三節の規定は、施行日以後に商法第二百三十二条第一項（新保険業法第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の招集の通知が発せられる株主総会等の決議に係る合併について適用し、施行日前に商法第二百三十二条第一項（旧保険業法第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の招集の通知が発せられた株主総会等の決議に係る合併については、なお従前の例による。

第八条 新保険業法第二百十条第一項において準用する新保険業法第三百三十六条の二及び第三百三十七条の規定は、施行日以後に外国保険会社等（新保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）が作成する新保険業法第二百十条第一項において準用する新保険業法第三百三十五条第一項の契約に係る契約書に係る保険契約の移転について適用し、施行日前に作成した旧保険業法第二百十条第一項において準用す

る旧保険業法第三百三十五条第一項の契約に係る契約書に係る保険契約の移転については、なお従前の例による。

第九条 新保険業法第二編第十章第一節第二款の規定は、施行日以後にされる新保険業法第二百四十一条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分について適用し、施行日前にされた旧保険業法第二百四十一条の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分については、なお従前の例による。

第十条 新保険業法第二編第十章第一節第三款の規定は、施行日以後に新保険業法第二百四十一条第一項の規定による合併等の協議の命令、同項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分又は新保険業法第二百六十八条第一項の認定がされる場合における契約条件の変更について適用し、施行日前に旧保険業法第二百四十一条の規定による保険契約の移転若しくは合併の協議の命令、同条の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分又は旧保険業法第二百六十八条第一項の認定がされた場合における契約条件の変更については、なお従前の例による。

第十一条 新保険業法第二百五十七条の規定は、施行日以後にされる新保険業法第二百五十六条第一項の勧

告に係るあっせんについて適用し、施行日前にされた旧保険業法第二百五十六条第一項の勧告に係るあっせんについては、なお従前の例による。

第十二条 新保険業法第二百六十五条の三十七の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る予算及び資金計画の認可、提出又は変更について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る予算及び資金計画の認可、提出又は変更については、なお従前の例による。

第十三条 新保険業法第二百六十五条の三十九第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

第十四条 新保険業法第二編第十章第二節第二款第一目の規定は、施行日以後に新保険業法第二百七十条の三第一項の資金援助を行う旨の決定をする場合における当該決定に係る資金援助について適用し、施行日前に旧保険業法第二百七十条の三第一項の資金援助を行う旨の決定をした場合における当該決定に係る資金援助については、なお従前の例による。

第十五条 新保険業法第二編第十章第二節第二款第三目の規定は、施行日以後に新保険業法第二百七十条の

四第六項の保険契約の引受けに関する契約を締結する日の決定をする場合における当該決定に係る保険契約の引受けについて適用し、施行日前に旧保険業法第二百七十条の四第六項の保険契約の引受けに関する契約を締結する日の決定をした場合における当該決定に係る保険契約の引受けについては、なお従前の例による。

第十六条 第二条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「新更生特例法」という。）第四章の規定は、施行日前に保険会社（新更生特例法第二条第五項に規定する保険会社をいう。次条において同じ。）について更生手続開始の申立てがあつた事件については、適用しない。

第十七条 新更生特例法第五章の規定は、施行日前に保険会社について破産の申立てがあつた事件については、適用しない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第九号中「第四百七条」の下に「及び第六十条の百三十七」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十九条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の七の五第二項中「第二百七十五条（）」を「第二百七十五条第一項（）」に、「第二百七十五条第二号」を「第二百七十五条第一項第二号」に改める。

第百十二条の二第一号中「第二百七十五条」を「第二百七十五条第一項」に改める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第二十条 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「、第二百四十七条及び第二百四十九条」を「から第二百四十七条の五まで及び第二百四十九条から第二百四十九条の四まで」に改める。

第五十九条及び第六十条中「第二百四十二条第二項」の下に「若しくは第四項」を加える。

（地方税法の一部改正）

第二十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第二号の二中「第百十九条」の下に「又は第百六十条の百二」を加え、「又は更生特例

法第十一条」を「更生特例法第十一条」に、「の規定により」を「又は更生特例法第十八条の九（更生特例法第六十条の百一において準用する場合を含む。）の規定により」に、「又は協同組織金融機関」を「協同組織金融機関」に改め、「において同じ。」の下に「又は相互会社（更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において同じ。）を加え、又は新協同組織金融機関」を「新協同組織金融機関又は新相互会社」に改める。

第六百九十九条の四第二項第三号中「第一百九条」の下に「又は第六十条の百二」を加え、「又は更生特例法第十一条」を「更生特例法第十一条」に、「の規定により」を「又は更生特例法第十八条の九（更生特例法第六十条の百一において準用する場合を含む。）の規定により」に、「又は協同組織金融機関」を「協同組織金融機関又は相互会社」に、「又は新協同組織金融機関」を「新協同組織金融機関又は新相互会社」に改める。

附則第十条に次の二項を加える。

9 道府県は、保険業法第二百六十条第六項に規定する承継保険会社が、保険契約者保護機構の同法第二百七十条の三の二第六項の規定による同項第二号の決定を受けて行う破綻^{たん}保険会社（同法第二百六十条

第二項に規定する破綻^{たん}保険会社をいう。次項において同じ。）の保険契約の移転に係る移転契約に基づいて不動産を取得した場合には、当該決定が平成十四年三月三十一日までになされたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

10 道府県は、保険業法附則第一条の二の三第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第一条の二の四第一項第一号に規定する保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻^{たん}保険会社、同法第二百七十条の三の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第七十四条第九項に規定する清算保険会社の資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該委託の申出が平成十四年三月三十一日までになされたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第三十一条の二の二第一項中「若しくは第八項」を「若しくは第八項から第十項まで」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十二條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の九の二中「の株式交換」の下に「（保険業法第九十二条の五第一項の株式交換を含む。）
」を加える。

第六十七条の九の三第一項中「の株式移転」の下に「（保険業法第九十二条の八第一項の株式移転を含む。）」を加え、「同法第三百五十二条第一項の完全子会社」を「商法第三百五十二条第一項の完全子会社」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第二十三条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「又は協同組織金融機関（」を「、協同組織金融機関（」に、「について更生手続」を「又は相互会社（同条第六項に規定する相互会社をいう。以下この項において同じ。）について更生手続」に、「又は協同組織金融機関の」を「、協同組織金融機関又は相互会社の」に改める。

（法人税法の一部改正）

第二十四条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号ハ中「の株式交換」を「（株式交換）の株式交換（保険業法（平成七年法律第百五号）

第九十二条の五第一項（組織変更における株式交換）の株式交換（以下この号において「保険株式交換」という。）を含む。）に、「同法」を「商法」に、「の株式移転」を「（株式移転）の株式移転（保険業法第九十二条の八第一項（組織変更における株式移転）の株式移転（以下この号において「保険株式移転」という。）を含む。）に改め、「受け入れた株式」の下に「（保険株式交換又は保険株式移転の場合にあつては、保険業法第九十二条の五第一項又は同法第九十二条の八第一項に規定する組織変更後の株式会社となる法人の株式で当該完全親会社が当該保険株式交換又は当該保険株式移転により受け入れた株式）」を加える。

第六十条第一項中「（平成七年法律第百五号）」を削る。

（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正）

第二十五条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「協同組織金融機関」の下に「若しくは同条第六項に規定する相互会社」を加える。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第二十六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第五十五号中「第百九十五条第一項（詐欺更生）」を「第百九十五条第一項（協同組織金融機関の理事等の詐欺更生）若しくは第二項（相互会社の取締役等の詐欺更生）」に、「第百九十六条第一項（第三者の詐欺更生）」を「第百九十六条第一項（協同組織金融機関に関する第三者の詐欺更生）若しくは第二項（相互会社に関する第三者の詐欺更生）」に改める。

（中央省庁等改革関係法施行法の一部改正）

第二十七条 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第五十五条中保険業法第二百六十条の改正規定を次のように改める。

第二百六十条第一項第三号及び第八項第三号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第十項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第五十五条中保険業法第二百六十五条の三十四第四項、第二百六十五条の三十七及び第二百六十五条の三十九の改正規定を次のように改める。

第二百六十五条の三十四第四項及び第二百六十五条の三十七中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二百六十五条の三十九中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第五十五条のうち保険業法の改正規定中「附則第一条の八及び第一条の十一中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める」を「附則第一条の八及び第一条の十二中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める」に改める。

第五十七条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の改正規定を次のように改める。

第三十八条第一項及び第六十条の二十一第一項中「、法務大臣及び大蔵大臣」を「及び法務大臣」に改める。

第九十四条の三十（見出しを含む。）中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。

第五十九条中保険業法の改正規定を次のように改める。

目次中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

本則（第二百二十七条第七号、第三百三十二条第二項、第百九十条第十一項、第二百四条第二項、第二百三十三条第十二項、第二百三十条第二項、第二百四十五条、第二百五十一条第一項、第二百五十五条第一項、第二百五十五条の二第一項、第二百五十五条の三第一項、第二百五十五条の四第一項、第四項及び第五項、第二百五十五条の五第一項、第二百六十条第十項、第二百六十五条の三第二項、第二百六十五条の四第三項、第二百六十五条の八第二項、第二百六十五条の十九第五項、第二百六十五条の二十第四項、第二百六十五条の二十二、第二百六十五条の二十九第一項第一号、第二百六十五条の三十第二項、第二百六十五条の三十四第一項、第二百六十五条の三十九第三項、第二百六十五条の四十二、第二百六十五条の四十三第三号、第二百六十五条の四十四、第二百六十五条の四十八第三項、第二百七十条の三第二項、第二百七十条の五第二項、第二百七十条の六の八第二項、第二百七十条の六の九第一項及び第二項、第二百七十条の七第二項、第二百七十条の八第一項、第二項及び第四項、第二百九十一条第十項、第三百十一条の三、第三百十二条並びに第三百十三条を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

第二百二十七条第七号中「総理府令（）」を「内閣府令（）」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第三百三十二条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第百九十条第十一項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・法務省令」に改める。

第二百四条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百二十三条第十二項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・法務省令」に改める。

第二百三十条第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百四十五条中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第二百五十一条第一項及び第二百五十五条第一項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百五十五条の二第一項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「金融再生委員会の」を「内閣総理大臣の」に

改める。

第二百五十五条の三第一項、第二百五十五条の四第一項、第四項及び第五項、第二百五十五条の五第一項、第二百六十条第十項、第二百六十五条の三第二項、第二百六十五条の四第三項、第二百六十五条の八第二項、第二百六十五条の十九第五項並びに第二百六十五条の二十四第四項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の二十二中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

第二百六十五条の二十九第一項第一号、第二百六十五条の三十第二項及び第二百六十五条の三十四第一項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の三十九第三項及び第二百六十五条の四十二中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百六十五条の四十三第三号、第二百六十五条の四十四（見出しを含む。）、第二百六十五条の四十八第三項、第二百七十条の三第二項、第二百七十条の五第二項、第二百七十条の六の八第二項、第二

百七十条の六の九第一項及び第二項並びに第二百七十条の七第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百七十条の八第一項及び第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改め、同条第四項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第二百九十一条第十二項中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・法務省令」に改める。

第三百十一条の三の見出し中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、同項第二号中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改め、同条第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第三百十一条の四中「調査、」を削る。

第三百十二条の見出しを「（内閣府令等への委任）」に改め、同条中「総理府令（」を「内閣府令（」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第三百十三条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣は」に、「第三条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を「政令で定めるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附則第一条の二中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第一条の二の四第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第一条の二の五第三項及び第一条の二の七第二項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第一条の二の十二第一項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第一条の三から第一条の三の三までの規定中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第一条の七第三項、第一条の八及び第一条の十二中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に改める。

附則第五条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第三十八条第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第六十一条及び第六十二条中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第七十五条第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第七十八条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第七十九条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第八十三条、第七十七条及び第一百五十五条中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第一百十九条第一項及び第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第一百六十一条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の改正規定を次のように改める。

本則（第九十四条の三十を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第九十四条の三十を次のように改める。

（権限の委任）

第百九十四条の三十 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

（預金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条 預金保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十一条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律目次の改正規定を次のように改める。

目次中「第百七十七条」を「第百七十七条の二」に、「第百七十七条の二」を「第百七十七条の二の二」に、「第二款 保険会社の更生手続における保険契約の取扱い等（第百七十七条の二十八―第百七

「第二款 保険会社の更生手続における保険契約の取扱い等（第百七十七条

第四章の二 金融機関等の再生手続の特例

十七条の三十四）」を 第一節 監督庁による再生手続開始の申立て等（第百七十八条―第百七十八

第二節 預金保険機構の権限（第百七十八条の八―第百七十八条の二十四）

第三節 投資者保護基金の権限（第百七十八條の二十五―第百七十八條の四の二十八―第百七十七條の三十四）

條の七） に、「第百七十八條」を「第百七十八條の四十一」に改める。

十） 「

第十一條中金融機關等の更生手続の特例等に関する法律第二條の改正規定を次のように改める。

第二條第七項を次のように改める。

7 この法律において「預金等債権」とは、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二條第二項に規定する預金等（政令で定めるものを除く。）に係る債権をいう。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十九條 この法律（附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この條において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの

法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十条 附則第二条から第十七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三十一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、この法律による改正後の保険契約者等の保護のための制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。